

## 派遣法改正に基づくマージン率の情報公開

平成24年10月1日の『改正労働派遣法』の施行に基づき、マージン率の情報を下記の通り公開致します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

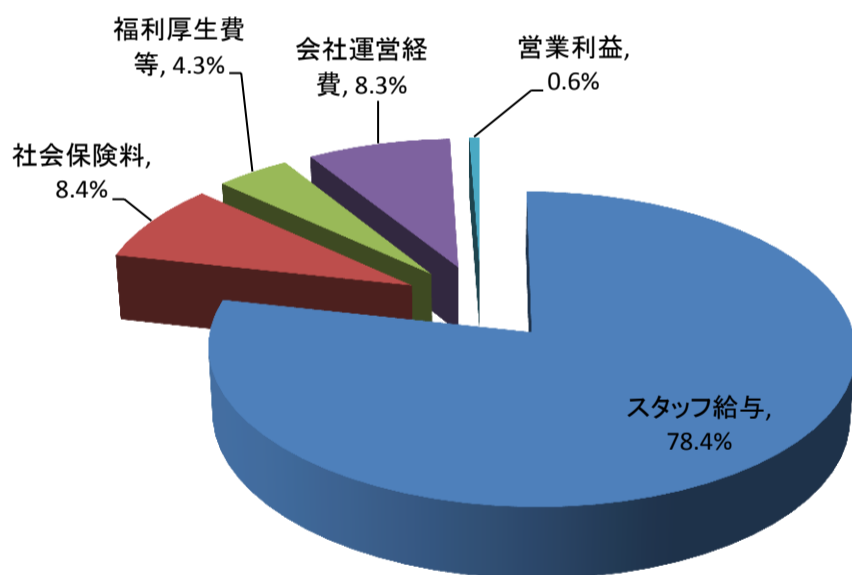
(小数点以下一位未満を四捨五入)

### エスエフシー株式会社

〒960-0112 福島県福島市南矢野目字三角田八番地

派遣労働者数	: 18人
派遣先の数	: 6件
マージン率	: 21.6%
派遣料金の1日平均金額	: 9,908円(8H/1日換算)
派遣料金の平均賃金	: 7,767円(8H/1日換算)
教育訓練に関する事項	: 就業前研修、技術向上研修
福利厚生	: 健康診断

### マージン率について



費用の中で一番多くを占めるのがスタッフ給与で料金総額の78.4%になります。

これには、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間の料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払いが生じるため、その費用が含まれています。

《注1》

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険が、8.4%になります。

その他、福利厚生費が4.3%、会社の営業担当やコーディネーターなどの人件費・募集費用・オフィス維持管理費などの諸経費が8.3%、これらを全て差し引いた残り0.6%が会社の営業利益となります。

《注2》

なお、都合により料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

《注1》

所得税法や社会保険料・労働保険料の個人負担分などについては、派遣会社が派遣スタッフの皆様にかわや自治体に納付するため、それらを差し引いた金額を給与として支払います。

《注2》

福利厚生の中には、定期健康診断費用・技術向上研修負担などが含まれています。

って国